

現在、登録されている指定医療機関の情報については埼玉県のホームページで検索できます。
登録されている事項と変更・辞退等ある場合は、必要な書類を併せてご提出ください。

様式第3

指定医療機関指定申請書（新規・更新）

記入例

令和〇年〇月〇日

(宛先)

埼玉県知事

申請書を記載した日付をお書きください。
更新については、有効期間満了日前に必ず
手続きをしてください。

医療機関の開設者が

・法人の場合

登記されている「医療機関の開設者」又は「事業者の代表者」の住所（所在地）、氏名又は名称を記入してください。

・個人の場合

代表者の個人の住所及び氏名を記入してください。

開設者・事業者の代表者

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市△△町□□丁目□□-□□

〇〇法人 〇〇会
氏名又は名称 理事長 埼玉 太郎

法律第14条第1項の規定により、指定医療機関の指定を受けたいので申請します。また、申請に当たり、同条第2項各号の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

区分 (該当するものに○)	1 病院 2 診療所 3 保険薬局
(フリガナ) 名称	リョウホジシ マルマルカイ マルマルビョウイン 医療法人 〇〇会 〇〇〇病院
電話番号	〒〇〇〇-〇〇〇〇 埼玉県〇〇〇市△△町□□丁目 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
コード	1 1
標ぼうしている診療科名 (病院・診療所のみ記載)	〇〇科、△△科、□□科
役員の氏名及び職名	氏名 職名
	埼玉 太郎 理事長 埼玉 花子 理事

医療機関の正式名称、フリガナ及び所在地を正確に記入してください。

保険医療機関のコードです。
正確に記入してください。

3桁目について、医科は「1」、歯科は「3」、薬局は「4」、訪問看護等は「6」、介護医療院は「B」を記入してください。

厚生局に登録している診療科名を全て記入してください。

記入欄が足りない場合には別紙と記載し、別紙(書式任意)を添付してください。

注1 「開設者・事業者の代表者」について、指定訪問看護事業者等にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに当該事業者等の代表者の住所及び氏名を記入すること。

注2 「コード」欄について、病院又は診療所の場合は医療機関コード、保険薬局の場合は薬局コード、指定訪問看護事業者等の場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号を記載すること。

(誓約項目)

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項各号に該当しないことを誓約すること。

誓約項目は、内容を必ず
ご確認ください。

難病の患者に対する医療等に関する法律（抜粋）

第14条 第2項 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしてはならない。

- 1 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 2 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 3 申請者が、第23条の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分となった事実その他の当該事実に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文の規定による指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 4 申請者が、第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日（第6号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 5 申請者が、第21条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 6 第4号に規定する期間内に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、通知日前60日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 7 申請者が、前項の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 8 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 9 申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第7号までのいずれかに該当する者であるとき。